

# 埼玉県公共基準点管理要綱

令和8年3月

埼玉県県土整備部道路環境課

## 目 次

<b>1. 目的</b>	
第 1 条 目的	1
<b>2. 定義</b>	
第 2 条 定義	1
<b>3. 管理の主体</b>	
第 3 条 管理の主体	1
<b>4. 公共基準点の使用</b>	
第 4 条 使用の申請及び承認	1
<b>5. 公共基準点の保全</b>	
第 5 条 工事施行の届出	2
第 6 条 効用の確認	2
第 7 条 撤去再設	3
第 8 条 機能の回復	3
第 9 条 機能回復の施行者	3
第 10 条 費用負担	4
第 11 条 測量施行者の選定	4
<b>6. その他</b>	
第 12 条 その他	4
<b>別紙・様式等</b>	5

# 埼玉県公共基準点管理要綱

## 1. 目的

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年6月3日法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき、道路事業において埼玉県県土整備部道路環境課及び各県土整備事務所が設置した公共基準点の使用方法及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

## 2. 定義

第2条 この要綱において公共基準点とは、法の規定に基づき埼玉県県土整備部道路環境課及び各県土整備事務所が設置した次の各号に掲げるものとする。

- (1) 1級基準点
- (2) 2級基準点
- (3) 3級基準点

## 3. 管理の主体

第3条 公共基準点管理保全の所管は、表1のとおりとする。

区分	所管部署	基準点管理者
1級基準点	道路環境課	道路環境課長
2、3級基準点	各県土整備事務所	各県土整備事務所長

表1 公共基準点管理保全の所管

## 4. 公共基準点の使用

第4条 公共基準点を使用して測量を実施しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「埼玉県公共基準点使用承認申請書」（様式-1）を基準点管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 基準点管理者は、使用者の使用内容に支障がないと認めたときは、「埼玉県公

共基準点使用承認書」(様式-2)により測量標及び測量成果の使用を承認する。

- 3 使用者は、「埼玉県公共基準点使用条件」(別紙-1)に基づき使用し、使用を完了したときは、速やかに「埼玉県公共基準点使用報告書」(様式-3)により、使用結果を基準点管理者に報告するものとする。

## 5. 公共基準点の保全

(工事施行の届出)

第5条 道路の掘削等工事を施行する者(以下「工事施行者」という。)が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施行する場合は、あらかじめ「埼玉県公共基準点付近での工事施行届出書」(様式-4)を基準点管理者に提出し、所管部署の指示に基づき公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、事前に公共基準点の撤去再設の承認を申請し、又は協議をする場合は、「埼玉県公共基準点付近での工事施行届出書」(様式-4)の提出を省略することができる。

- 2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事
- (2) 杭打ち及び杭抜き工事等、重機及び車両等の振動が公共基準点に影響を及ぼすと判断される工事
- (3) 公共基準点の測量標及び構造物近辺の舗装工事
- (4) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

- 3 第1項の届出書には、位置図、平面図及び断面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)及び写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)を添付しなければならない。

- 4 各県土整備事務所所管工事の工事施行者が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施行する場合は、前3項を準用する。

(効用の確認)

第6条 第5条の工事等が完了したときには、工事施行者は速やかに「埼玉県公共基準点付近での工事完了報告書」(様式-5)を基準点管理者に提出し、検査を受けなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 完了写真(公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの)
- (2) 公共基準点の異常の有無が確認できる測量資料(「確認測量実施基準その1」)

(別紙-2) または「確認測量実施基準その2」(別紙-3) に基づく点検測量等の成果)

- 3 第5条の工事等により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、第8条による。

#### (撤去再設)

第7条 工事施行者が、公共基準点を撤去及び再設する必要がある場合には、あらかじめ「埼玉県公共基準点(撤去再設)承認申請書」(様式-6)を基準点管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)の行う工事については、この限りでない。

- 2 基準点管理者は、前項の申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、当該申請者に「埼玉県公共基準点(撤去再設)承認書」(様式-7)を交付するものとする。ただし、申請事項に修正が必要な場合は、当該事項の修正を求めることができる。

- 3 第1項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図及び平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 写真(公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの)
- (3) 再設位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)

- 4 土地所有者等の都合により公共基準点を撤去及び再設する必要がある場合は、土地所有者等は、「埼玉県公共基準点(撤去再設)請求書」(様式-8)を基準点管理者に提出するものとする。

#### (機能の回復)

第8条 工事施行者が公共基準点を撤去、滅失、き損等により、その効用に支障をきたした場合、又は土地所有者等による公共基準点の撤去再設の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、所管部署と協議のうえ変更することができる。

- 3 工事施行者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合は、以下「事故原因者」という。)は、前2項を準用する。

#### (機能回復の施行者)

第9条 公共基準点の機能回復(測量標の設置工事及び測量作業)は、原則として原因者である工事施行者、事故原因者が行わなければならない。ただし、次の場

合は所管部署が行う。

- (1) 工事施行者、事故原因者による機能回復が困難な場合
  - (2) 土地所有者等による公共基準点の撤去再設の請求があった場合
- 2 機能回復の施行者は、公共基準点の機能回復を完了したときは、速やかに「埼玉県公共基準点機能回復完了届」(様式-9)を基準点管理者に提出し検査を受けなければならない。
  - 3 機能回復は、所管部署の指示及び埼玉県公共測量作業規定(以下「作業規定」という。)に基づき実施し、前項の完了届の提出に際しては、作業規定第15条に基づく測量成果の検定を受けた測量成果品等を添付するものとする。
  - 4 測量成果の修正に必要な公共測量の諸手続きは、法第36条、第37条第3項及び第40条並びにその他関係法令に基づき所管部署で行う。

(費用負担)

- 第10条 第6条に規定する効用の確認に要する費用は、工事施行者が負担するものとする。
- 2 第8条に規定する機能の回復に要する費用は、工事施行者又は事故原因者が負担するものとする。
  - 3 第7条4項に規定する公共基準点の撤去再設に要する費用は、基準点管理者が負担するものとする。

(測量施行者の選定)

- 第11条 工事施行者は、第6条に規定する効用の確認のための測量を行うときは、法第48条に定める測量士又は測量士補に施行させるものとする。
- 2 機能回復の施行者は、第8条に規定する機能の回復のための測量を行うときは、法第48条に定める測量士を選定するものとする。

## 6. その他

- 第12条 この要綱により難しい場合、または定めのない事項についての取り扱いは、その都度協議する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

## 別紙一 1（第 4 条関係）

### 埼玉県公共基準点使用条件

1. 公共基準点の使用にあたっては、使用者は道路管理者（各県土整備事務所）及び立ち入り施設の管理者に、あらかじめ作業目的、作業期間、連絡先等の説明をし、承諾を得ること。
2. 施設内への立ち入りは、日曜祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時までを原則とする。ただし、立ち入り施設の管理者から指定された場合はそれに従うこと。
3. 使用者は、公共基準点の使用時には「埼玉県公共基準点使用承認書」（様式一 2）を常時携帯すること。
4. 使用にあたっては、公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺についても汚さないよう注意すること。
5. マンホールの開閉に際しては、蓋を閉めるときは蓋受けの土砂を清掃し、蓋が浮かないよう確認すること。また、一時的に基準点から離れる場合は、その都度蓋を閉じること。
6. 公共基準点本体及び立ち入り施設等に損害を与えた場合は、申請者の費用で原型復旧すること。
7. 使用者は、測量標及びその周辺に異常を認めた場合や、測量標付近に工事の予定が有る場合は、すみやかに基準点管理者に連絡すること。
8. 使用者は、当該測量の位置の精度を確保するため、必要に応じて使用する公共基準点の点検測量を実施すること。
9. 使用者は、測量標の使用を完了したときは、速やかに「埼玉県公共基準点使用報告書」（様式一 3）を基準点管理者に提出すること。

別紙－2（第6条関係）

確認測量実施基準その1

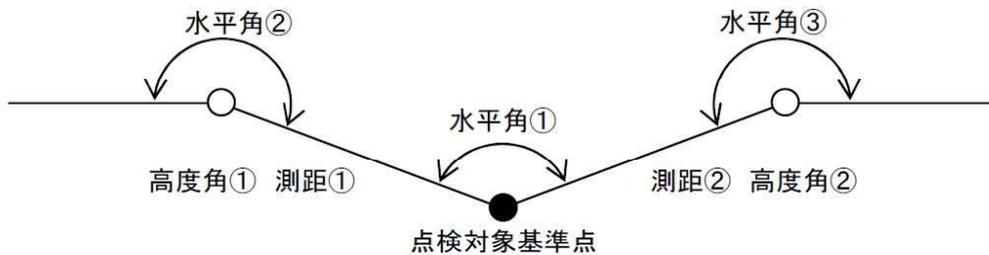
1. 主な使用機器

埼玉県公共測量作業規定 第35条（機器）によること。

2. 観測回数と許容誤差

区分	観測回数	許容誤差
水平角	2 対回 (0° 90° )	倍角差 20" 以内、観測差 10" 以内
高度角	1 対回	高度定数の較差 15" 以内
測距	2 セット	セット内の較差 20 mm以内、 セット間の較差 20 mm以内

3. 観測箇所



4. 合否の判定

以上の測量結果の数値と、点検対象とする基準点設置時の観測記簿の数値を比較し、次の許容範囲により合否を判定する。

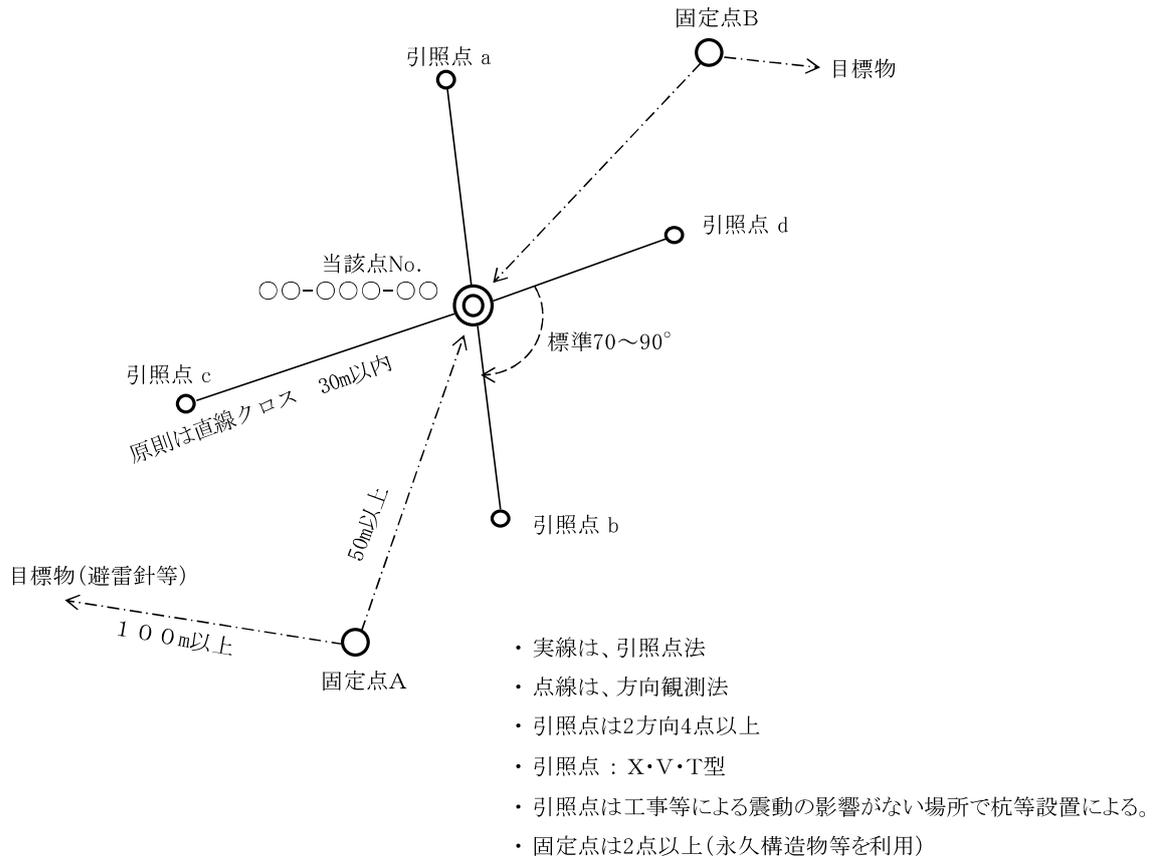
区分	許容範囲
距離	5 mm以内
水平角	10" 以内
高度角	20" 以内

別紙－3（第6条関係）

確認測量実施基準その2

1. 観測方法

引照点法と方向観測法によること。引照点・固定点の設置は下記の基準による。



2. 合否の判定

工事等の着工前と完了後で比較するものとし、次の許容範囲により合否を判定する。

区分	許容範囲	摘要
距離	3 mm以内	前と後の比較
標高（直接水準）	3 mm以内	引照点・固定点からの出合差 (3ヶ所以上からの前平均と後平均の差)
方向角	20" 以内	

※確認測量成果表は別紙－4を参考とすること。

引照点・固定点の確認測量成果表

基準点名			所在地				
			所管部署				
較差の制限			距離・高低差：3mm以内、角度：20" 以内			較差	備考
観測日 (前)	年	月 日	確認日 (後)	年	月 日		
引照点 a			引照点 a				
引照点 b			引照点 b				
引照点 c			引照点 c				
引照点 d			引照点 d				
引照点 e			引照点 e				
引照点 f			引照点 f				
固定点	距離	角度	固定点	距離	角度	-	-
A		° / "	A		° / "		
B		° / "	B		° / "		
C		° / "	C		° / "		
高低差	～		高低差	～			
高低差	～		高低差	～			
高低差	～		高低差	～			
高低差	～		高低差	～			
詳細図							

様式－1(第4条関係)

埼玉県公共基準点使用承認申請書

年 月 日

(公共基準点管理者) 様

住 所

申請者

氏 名 (測量計画者)

公共基準点の使用について下記のとおり申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 ( 日間)	
測 量 地 域		
使用基準点番号	計 _____ 点	
測 量 の 種 類 方 法		
測 量 計 画 者	名 称	
	委 託 件 名	
	担 当 者 名	
	所 在 地	
	連 絡 先	TEL _____ FAX _____
測 量 作 業 者	名 称	
	作 業 責 任 者	
	連 絡 先	TEL _____ FAX _____
備 考		

※案内図（使用基準点及び測量地域の位置関係を明示）を添付すること。

## 埼玉県公共基準点使用承認申請書

平成26年 8月 1日

〇〇県土整備事務所長 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇1-1-1  
申請者 〇〇市  
氏 名 市長 〇〇 〇〇

公共基準点の使用について下記のとおり申請します。

使用目的	市道〇〇線 〇〇〇〇業務委託 用地測量
使用期間	平成26年8月10日 ~ 平成26年8月31日 (21日間)
測量地域	さいたま市〇〇~さいたま市〇〇地内
使用基準点番号	No. 12345、No. 34567、No. 56789 計 3 点
測量の種類方法	3級基準点測量
測量 計画 画 者	名 称 〇〇市 〇〇課
	委託件名 市道〇〇線 〇〇〇〇業務委託
	担当者名 〇〇担当 建設 太郎
	所在地 埼玉県〇〇市〇〇1-1-1
	連絡先 TEL 000-000-0000 FAX 000-000-0000
測量 作業 者	名 称 〇〇測量設計株式会社
	作業責任者 技術管理者 測量 太郎
	連絡先 TEL 000-000-0000 FAX 000-000-0000
備考	

※案内図（使用基準点及び測量地域の位置関係を明示）を添付すること。

様式－2(第4条関係)

埼玉県公共基準点使用承認書

第 年 月 日 号

(申請者) 様

(公共基準点管理者)

〇〇 〇〇

公共基準点の使用について下記のとおり承認します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 ( 日間)
使 用 基 準 点 番 号	計 点
測 量 作 業 者	
承認条件 1. 別紙－1「埼玉県公共基準点使用条件」を厳守のこと。 2. 使用完了後は、速やかに使用報告書(様式－3)を提出すること。	
担 当 者 連 絡 先	〇〇県土整備事務所 〇〇担当 職 氏名 TEL : 000－000－0000

様式-3(第4条関係)

埼玉県公共基準点使用報告書

年 月 日

(公共基準点管理者) 様

住 所

申請者

氏 名 (測量計画者)

年 月 日付け第 号で承認を受けた、公共基準点の使用による測量作業を完了したので、報告します。

使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)
測 量 作 業 者	

等 級	基 準 点 番 号	判 定	異 常 の 状 態	備 考
		正常・異常	亡失・き損・傾斜・その他 ( )	
		正常・異常	亡失・き損・傾斜・その他 ( )	
		正常・異常	亡失・き損・傾斜・その他 ( )	
		正常・異常	亡失・き損・傾斜・その他 ( )	
		正常・異常	亡失・き損・傾斜・その他 ( )	
		正常・異常	亡失・き損・傾斜・その他 ( )	
		正常・異常	亡失・き損・傾斜・その他 ( )	
		正常・異常	亡失・き損・傾斜・その他 ( )	
		正常・異常	亡失・き損・傾斜・その他 ( )	

※使用した公共基準点の現況写真を添付すること。

様式－4(第5条関係)

埼玉県公共基準点付近での工事施行届出書

年 月 日

(公共基準点管理者) 様

住 所

名 称 (工事発注者)

届出者

担 当 者

電 話

公共基準点付近での工事施行について、次のとおり届出ます。

公 共 基 準 点 番 号		
工 事 件 名		
路 線 名		
工 事 場 所		
工 事 概 要		
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
工 事 施 行 業 者	所 在 地	
	名 称	
	担 当 者 名	
	連 絡 先	TEL FAX
添 付 資 料	1 位置図、2 平面図、3 断面図、4 現況写真、5 その他	
備 考		

※位置図などの上記の資料を添付すること。

※工事完了後は、速やかに工事完了報告書(様式－5)を提出すること。

様式－5(第6条関係)

埼玉県公共基準点付近での工事完了報告書

年 月 日

(公共基準点管理者) 様

住 所

名 称 (工事発注者)

報告者

担 当 者

電 話

年 月 日付けで届出をした公共基準点付近での工事について、工事が完了しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名			
工 事 場 所			
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日まで		
工 事 施 行 業 者	名 称		
	担 当 者	TEL	
効用の確認をした 公 共 基 準 点	No	基 準 点 番 号	効 用 確 認 結 果
	1		
	2		
	3		
効用の確認をした 測 量 施 行 者	名 称		
	担 当 者	TEL	
	資 格	測量士・測量士補 登録番号	氏名
添 付 資 料	1 完了写真、2 測量資料、3 その他		
備 考			

※完了写真などの上記の資料を添付すること。

※基準点の効用に支障をきたした場合は、要綱第8条により機能の回復を図ること。

様式一6(第7条関係)

埼玉県公共基準点（撤去再設）承認申請書

年 月 日

(公共基準点管理者) 様

住 所

名 称 (工事発注者)

申請者

担 当 者

電 話

下記により公共基準点の撤去再設についての承認を申請します。

公共基準点番号		
撤去再設の理由		
工 事 件 名		
路 線 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
撤 去 再 設 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
工事施行業者	名 称	
	担 当 者	TEL
機能回復を行う 測量施行者	名 称	
	担 当 者	TEL
	資 格	測量士 登録番号 氏名
添 付 資 料	1 位置図、2 平面図、3 写真、4 再設位置図、5 その他	

※位置図などの上記の資料を添付すること。

様式一七(第7条関係)

埼玉県公共基準点（撤去再設）承認書

第 号  
年 月 日

(申請者) 様

(公共基準点管理者)

〇〇 〇〇

公共基準点の撤去再設について下記のとおり承認します。

公共基準点番号	
工 事 件 名	
工 事 場 所	
承認の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機能回復は、 年 月 日までに行うこと。</li> <li>2. 機能回復は、要綱第8条及び第9条の規定に従って行うこと。</li> <li>3. 機能回復を行う測量施行者は、承認申請書に記載された者とする。</li> <li>4. 機能回復に伴う一切の費用は、申請者が負担すること。</li> <li>5. 機能回復完了後は、速やかに完了届（様式一九）を提出すること。</li> <li>6. 承認申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。</li> <li>7. 疑義が生じた場合には所管部署と協議し、その指示に従うこと。</li> <li>8. その他、関係法令等を厳守すること。</li> </ol>
担当者連絡先	〇〇県土整備事務所 〇〇担当 職 氏名 TEL : 000-000-0000

様式－8(第7条関係)

埼玉県公共基準点（撤去再設）請求書

年 月 日

(公共基準点管理者) 様

住 所

名 称

申請者

担 当 者

電 話

公共基準点の撤去再設について、下記のとおり申請します。

撤去再設の理由	
請求場所	
撤去再設する 公共基準点番号	
撤去再設の 請求期限	年 月 日まで
備 考	

様式一9(第9条関係)

埼玉県公共基準点機能回復完了届

年 月 日

(公共基準点管理者) 様

住 所

名 称 (工事発注者)

届出者

担 当 者

電 話

公共基準点の機能回復が完了しましたので、下記のとおり届出ます。

工 事 件 名		
工 事 場 所		
完 了 年 月 日	年 月 日	
工 事 施 行 業 者	名 称	
	担 当 者	TEL
測 量 施 行 者	名 称	
	担 当 者	TEL
	資 格	測量士 登録番号 氏名
機 能 回 復 を し た 公 共 基 準 点	No	基 準 点 番 号
	1	
	2	
	3	
添 付 成 果 品	1 測量成果品一式 (観測手簿、計算簿、成果表、点の記、精度管理表、検定書など) 2 完了写真 3 その他	
備 考		

※測量成果品については、埼玉県公共測量作業規定（第45条・第46条）に基づき作成すること。